

平成27年11月26日改正

独立行政法人日本学術振興会が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成25年3月28日

文 部 科 学 省

目 次

第一	独立行政法人日本学術振興会の果たすべき役割	1
第二	中期目標の期間	1
第三	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1	総合的事項	1
2	世界レベルの多様な知の創造	2
3	強固な国際協働ネットワークの構築	4
4	次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上	5
5	エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進	6
6	前各号に附帯する業務	6
第四	業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	6
第五	財務内容の改善に関する事項	7
第六	その他業務運営に関する重要事項	7

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

第一 独立行政法人日本学術振興会の果たすべき役割

学術研究は、大学等の研究者を担い手として行われる、真理の探究や新しい知識の体系化などの普遍的な知的創造活動であり、人類共通の優れた知的資産の創出を通じて世界に知的貢献をしていくことが重要である。研究者の自由な発想と研究意欲を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きく、その多様かつ幅広い振興が不可欠であり、学術研究を通じて、世界共通の課題に協働して取組み、世界の発展に貢献していくことも必要である。

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、科学技術基本計画など国の学術振興策を踏まえつつ、研究者の活動を安定的・継続的に支援するため、学術研究への助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、一層大学との連携及び諸外国の学術振興機関との協働を図りつつ、学術の振興を図る役割を担っている。

このような役割を果たすため、振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

第二 中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

第三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

（1）学術研究及びその振興を目的とする振興会事業の特性に配慮し、以下の諸点に留意しつつ事業を推進し、研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援することを基本とする。

① 学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、人文・社会科学から自然科学まで、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。そのため、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れ、研究者コミュニティの信頼を得つつ、事業を推進することが不可欠である。

特に、実用化を直接的に目指さない基礎的な研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な研究者の養成について十分配慮する必要がある。

② 世界と我が国の学術研究の動向を俯瞰し、融合的な研究分野や先端的・萌芽的な研究分野など新たな分野の研究を支援することにより、学術研究がその多様性の中で自律的に変化していくことを促進する。また、我が国として途絶えさせてはならない学

問分野の継承などに配慮することにより、学術研究の多様性を確保する。

③ 学術研究の発展性については無限の可能性があることから、長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努めるとともに、このような視点に立った評価を行うことが必要である。

④ 事業の実施に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。その際、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に十分配慮する。なお、学術研究分野における男女共同参画に配慮する。

(2) 業務運営上の重要事項に関する評議員会の審議及び意見も踏まえ、適切に事業を実施する。また、学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させることにより、業務運営の改善を図り、効果的に成果が上がるよう事業を展開する。

(3) 研究経験を有する第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。

また、学術システム研究センターが行う審査・評価業務については、業務内容の透明性の向上を図る観点から、審査員の審査結果に対する検証等のプロセスについて国民に分かりやすい形で明らかにする。

(4) 自己点検や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善等を図り、振興会における PDCA (Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善)) サイクルを構築する。

また、振興会の事業内容及び成果について、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的に示すとともに、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努める。

(5) 研究者の負担の軽減等、業務運営を適切に実施するために必要な情報システムを整備する。併せて、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(6) 助成・支援事業の実施においては、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を強化する。

また、研究者が所属する研究機関が研究費を適切に管理することなどにより、適正な執行等が図られるようにする。

2 世界レベルの多様な知の創造

学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点と継続性などの学術研究の特性を踏まえ、競争的研究資金（主として科学研究費助成事業等）の審査・配分を確実に果たすことにより、世界レベルの学術システムの中で多様な知を創造する研究を推進する。

(1) 学術研究の助成

- ① 世界レベルの多様な知の創造に向け、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の学術研究に対する幅広い助成を行うことにより、我が国の大学等の研究基盤の充実及び創造的で優れた学術研究の格段の発展に寄与する。

また、独創的な基礎的研究から将来の学問及び社会の発展に寄与する可能性を秘める種が芽吹くのを促し、重厚な知的蓄積が図られるよう助成の在り方について不断の検討を行う。

- ② 学術研究の助成は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により行う。すなわち科学研究費補助金事業として国から交付される科学研究費補助金を研究者に交付することに加えて、研究助成の一部に要する費用に充てるために国から別途交付される補助金により「学術研究助成基金」を設け、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に基づき、学術研究助成基金事業を実施し、研究者に、その研究の進捗に応じ研究費の交付を行う。

これらの事業については、国の事業としての一体性を確保しつつ、適正かつ効果的に、確実に実施する。その際、助成対象となる研究者の側にとってわかりやすいものとなるよう、文部科学省で行う科学研究費補助金事業を含め一体的に運用する必要があるため「科学研究費助成事業（科研費事業）」として実施する。

また、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究、特別研究促進費及び研究成果公開促進費については、業務の効率化、利便性の向上を図る観点から、振興会への一元化を進める。

学術研究助成基金事業について、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年十二月十三日法律第百五十九号）第 18 条第 1 項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるものは、基金運用方針に定める研究事業とする。

なお、学術研究助成基金の運用開始後 5 年以内に、同基金の執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

- ③ 審査・評価については、それぞれの研究種目に応じて、長期的観点や国際的な観点も考慮して適切に行う。研究経験を有する者をプログラム管理者として配置し、その知見を活用しながら、審査・評価の改善策の検討、審査委員の公正な選考、研究者への情報提供等を行う。

応募書類の受理から採否決定までの審査は迅速に行い、早期交付に努めることとし、府省共通研究開発管理システムを活用し、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供する。また、評価結果については、国民に分かりやすい形で公表するとともに、学術研究に関する理解増進活動を行う。

また、評価における客観性の一層の向上を図る観点から、評価業務の効率化を図り、人員及びコストの増大を極力抑制しつつ、評価機能を充実させるための具体的方策を検討し、実施する。

（２）学術の応用に関する研究の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究を行う。

(3) 研究拠点の形成促進

学術の中心である大学に対し、それぞれの特徴とミッションに対応した支援が適切に行われ、大学の研究力が向上するよう、国が示す大学改革の方向性を踏まえた取り組みを行う。

(4) 先端研究助成等

(平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務)

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進するため、国から交付される補助金により造成された「先端研究助成基金」を活用し、総合科学技術会議が決定した運用に係る方針を踏まえた文部科学大臣が定める基金運用方針に基づき、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成・執行管理を行う。

その際、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とする。また、若手・女性研究者の先端的な研究に関する進捗管理を適切に行う。

併せて、先端的研究の内容を広く公開する活動に対して必要な助成を行うとともに、若手・女性等研究者が活躍しうる研究基盤・研究環境の充実・強化に係る必要な手続きを行う。

3 強固な国際協働ネットワークの構築

我が国の学術研究活動のグローバル化や研究者の国際流動性を一層促進する観点から、海外の学術振興機関等と強固な国際協働ネットワークを構築するとともに、個々の大学における様々な活動に留まらない我が国全体の学術研究活動の発展に向けた取組を行う。

国際交流事業について、大学等研究現場や海外協力機関のニーズを踏まえながら不断の見直しを行い、大括り化・整理合理化を進める。

(1) 国際的な共同研究等の促進

海外の学術振興機関等と強固な国際協働ネットワークを構築することにより、我が国の研究水準、国際競争力の一層の強化を進めるため、共同研究、研究者交流、セミナー・シンポジウムの開催等多様な国際交流の支援を行う。

(2) 国際研究支援ネットワークの形成

多国間の学術振興機関ネットワークの強化・発展、振興会事業経験者の活動への支援、海外研究連絡センターの活動を通して、国際研究支援ネットワークを充実させる。

(3) 世界的な頭脳循環の推進とグローバルに活躍する若手研究者の育成

世界的な頭脳循環の推進とグローバルに活躍する人材を育成するため、若手研究者の海外派遣など国際的な研鑽を積む機会の提供や様々なキャリアステージにある優秀な外国人研究者の招へいなどの取組を行う。

外国人研究者の招へいを目的とする、外国人著名研究者招へい事業、外国人招へい研

究者事業（長期・短期）、外国人特別研究員事業（一般、欧米短期、サマー・プログラム）については、業務の効率化を図る観点から統合・メニュー化する。

4 次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上

我が国の学術研究を担う優秀な人材を育成するため、そのキャリアパスの確保に留意しつつ、若手研究者に対する支援を充実する。

また、我が国の大学の改革への取組を支援し、その教育研究機能の向上やグローバル化に積極的に取り組む。

（１）研究者の養成

次世代の人材の育成のため、自立して研究を行い得る段階に達し、研究能力が高まる時期にある若手研究者に対して、目的や対象者層等に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する支援事業を実施することにより、優秀な学術の研究者を養成する。

各種事業の実施に当たっては、研究者の自立性向上を図るとともに、一定の競争環境を維持しつつ、分野の特性を踏まえ、計画的・継続的に優れた研究者を養成・確保し、研究者としてのキャリアパスの確立に努める。その際、研究者養成の重要な時期である大学院博士課程（後期）へ優秀な人材が経済的不安なく進学できるようにするための博士課程（後期）学生への支援、女性研究者が研究と出産・育児を両立するための支援、若手研究者の海外での長期研究の奨励、研鑽の機会の充実に配慮する。

また、各種事業における支援対象者の選考審査に関し、審査の独立性、透明性、公正性を確保し、目的や対象者層等に応じた優れた研究者等を的確に見極め、厳正に選考を行う。

（２）若手研究者の海外派遣

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者個人の海外派遣とともに、研究機関の国際研究戦略に沿った組織的な研究者海外派遣など、若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。

また、各種事業における支援対象の選考審査に関し、審査の独立性、透明性、公正性を確保し、目的や対象者層等に応じた優れた研究者等を的確に見極め、厳正に選考を行う。

（３）研究者海外派遣業務

（平成21年度補正予算（第1号）に係る業務）

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、国から交付された補助金により造成された「研究者海外派遣基金」により実施された各事業の収支を確定させ、定められた期日までに同基金を廃止する。

（４）大学の教育研究機能の向上やグローバル化の支援

次世代の人材育成のため、大学において行われる教育研究機能の向上やグローバル化への取組を国が示す大学改革の方向性を踏まえ、学術振興の観点から支援する。

5 エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進

世界的に学術研究の進展が速まっている傾向のもとで、情報が学術研究を制するという世界の動向に対応し、学術研究や人材育成に関わる情報を収集・蓄積・分析し、それらのエビデンスに基づいた事業を展開するための体制を構築する。

また、広く国民に向け情報発信を強化するとともに、大学等関係団体や経済界等とのコミュニケーションを強化し、社会との連携を一層推進する。

(1) 調査・研究の実施

学術の振興を図るための各種事業を長期的観点に立って効果的に展開するため、研究経歴を有する職員等により、振興会諸事業に関する分析を行うとともに、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査・研究を行い、公表する。

また、その結果については、事業実施や新たな事業の企画・立案に活かす。

なお、振興会諸事業に関する情報の収集・蓄積を行う体制を構築し、分析機能の強化を図る。

(2) 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

振興会の活動状況及び調査・研究の成果を積極的に情報発信することによって、国内外の研究者、国民との相互理解を図り、社会との効果的な関係を構築するため、広報の体制を強化する。

また、調査・研究の成果については、事業の企画立案等に的確に活かすとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く普及させる。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

大学等の研究者と産業界の研究者等がそれぞれの発意に基づいた相互のインターフェイス機能の充実を図るため、情報交換など研究交流を促進する。

6 前各号に附帯する業務

学術研究を行う研究者に対する各種の支援など、前各号に附帯する業務を適切に実施する。

第四 業務運営の効率化に関する事項

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ実施し得る機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

法人の行う業務については、既存事業の徹底した見直し等により、効率化を進める。その際、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務

大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、国の基準を踏まえた随意契約の見直しや業務委託の積極的な取組を行う。

また、適切な業務運営を図るため、内部統制を充実・強化させる。

なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

一般管理費（人件費を含む。）に関しては、中期目標期間中の初年度と比して年率３％以上の効率化に努めることとし、その他の事業費（競争的資金等を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。また、寄付金事業等についても業務の効率化を図る。

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力の向上を図る。

第五 財務内容の改善に関する事項

寄付金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

第六 その他業務運営に関する重要事項

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。